

証券取引所の設立等に関する省令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
<p>（設立免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。） 第八十二条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第九号イからへまでの規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 会員の名称及び本店の所在の場所を記載した書面</p> <p>（定款変更の認可申請）</p> <p>第二条 証券取引所は、法第八十五条の二第一項の規定により定款又は業務規程（同項に規定する取引の公正の確保に係る義務（以下「取引の公正の確保に係る義務」という。）に限る。）の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>（設立免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。） 第八十二条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第三十二条第四号イから二までの規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 会員の名称、本店及び設立しようとする証券取引所の所在地に所在する営業所の名称及び所在の場所並びに設立しようとする証券取引所の所在地に所在する本店及び当該営業所の免許申請日前一年間における有価証券の売買高、有価証券指数等先物取引の取引高及び有価証券オプション取引の取引高を記載した書面</p> <p>（定款変更の認可申請）</p> <p>第二条 証券取引所は、法第八十五条の二第一項の規定により定款又は業務規程（同項に規定する取引の公正の確保に係る義務（以下「取引の公正の確保に係る義務」という。）に限る。）の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。</p>

一 (略)

二 定款を変更する場合は、その決議を行った総会の議事録

(認可を要する定款に係る事項)

第三条 法第八十八条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第八十五条の二第一項に規定する大蔵大臣及び金融監督庁長官の認可を受けなければならない。

(証券先物取引等の取引資格に係る届出)

第四条 証券取引所は、法第七十二条の二第一項の規定に基づき、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について、同項各号に規定する者に当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えたときは、法第八十八條の規定により、遅滞なく、その旨を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における取引資格を与えられた者がその名称を変更した時又は当該取引資格を失つたときも、同様とする。

2 前項の届出書が当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場にお

一 (略)

二 定款を変更する場合は、これに関する総会の議事録

(解散の決議に係る認可申請)

第三条 証券取引所は、法第三十四条第二項の規定により解散に関する総会の決議について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録

三 直前事業年度末の資産、負債及び直前事業年度の損益の内容を明らかにした書類

(証券先物取引等の取引資格に係る届出)

第四条 証券取引所は、法第七十二条の二第一項の規定に基づき、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について、同項各号に規定する者に当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えたときは、法第八十八條の規定により、遅滞なくその旨を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられた者がその名称を変更した時又は当該取引資格を失つたときも同様とする。

2 前項の届出書が当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を

る当該取引を行うための取引資格を与えた場合に係るものであるときは、当該届出書に第一条第二号に規定する書面に準ずる書面を添付しなければならない。

(認可を要する業務規程に係る事項)

第五条 法第百八条各号に掲げる事項については、その細則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第八十五条の二第一項に規定する大蔵大臣及び金融監督庁長官の認可を受けなければならない。

(解散の認可申請に係る添付書類)

第六条 証券取引所は、法第百三十四条第二項の規定により解散に関する総会の決議について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 解散の決議を行った総会の議事録
- 三 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書

(合併契約書の記載事項)

第七条 法第百三十五条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、合併を行う証券取引所の一方が合併後存続する場合において

えた場合に係るものであるときは、当該届出書に第一条第二号に規定する書面に準ずる書面を添付しなければならない。

(認可を要する定款に係る事項)

第五条 法第八十八条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第八十五条の二第一項に規定する大蔵大臣及び金融監督庁長官の認可を受けなければならない。

(認可を要する業務規程に係る事項)

第六条 法第百八条各号に掲げる事項については、その細則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第八十五条の二第一項に規定する大蔵大臣及び金融監督庁長官の認可を受けなければならない。

は、次の各号に掲げる事項とする。

一 合併後存続する証券取引所が合併により定款を変更するときは、その規定

二 合併後存続する証券取引所が合併により消滅する証券取引所の会員に対し割り当てる出資に関する事項

三 合併後存続する証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

四 合併により消滅する証券取引所の会員に対して支払う金額を定めるときは、その規定

五 合併を行う各証券取引所において、法第百三十五条の二第二項に掲げる承認を受ける総会の期日

六 合併を行う時期

2 法第百三十五条の二第三項に規定するその他の総理府令・大蔵省令で定める事項は、合併により証券取引所を設立する場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項とする。

一 合併により設立される証券取引所の定款の規定

二 合併により設立される証券取引所が合併により消滅する各証券取引所の会員に対し割り当てる出資に関する事項

三 合併により設立される証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

四 合併により消滅する各証券取引所の会員に対して支払う金額を定めるときは、その規定

五 合併を行う各証券取引所において、法第百三十五条の二第二項に掲げる承認を受ける総会の期日

- 六 合併を行う時期
- 七 合併により設立される証券取引所の役員の名

(合併認可申請書の添付書類)

第八条 法百三十五条の二第八項に規定する大蔵省令・総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 合併契約書
- 二 理由書
- 三 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規定及び受託契約準則
- 四 合併を行う各証券取引所の合併總會（法百三十五条の二第五項に規定する合併總會をいう。）の議事録
- 五 合併を行う各証券取引所の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書
- 六 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第九号イからへまでに該当しないことを誓約する書面
- 七 合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継の方法を記載した書類

(備え置くべき書類)

第九条 法百三十五条の四第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定め

る書類は、合併を行う各証券取引所の最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書とする。

2 法第三十五条の四第三項に規定する合併に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三十六条第一項において準用する商法第四百十二条に規定する手続の経過

二 合併の日

三 合併の認可を受けた日

四 合併により消滅した証券取引所から承継した財産の価額及び債務の額

(提出書類)

第十条 証券取引所は、次の各号に掲げる書類を会員総会において承認したときは、法第八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 次のイからニに掲げる事項を記載した業務報告書

イ 業務の概要、別紙様式一により作成された売買状況表、会員総会における決議事項の要旨、役員及び従業員の状況及び会員名簿その他業務に関する報告

ロ〜ニ (略)

二 (略)

2 証券取引所は、次の各号に掲げる書類を理事会において承認したときは、法第八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を大蔵大臣に提出

第七条 証券取引所は、次の各号に掲げる書類を会員総会において承認したときは、法第八十八条の規定により、当該書類を遅滞なく大蔵大臣に提出しなければならない。

一 次のイからニに掲げる事項を記載した業務報告書

イ 業務の概要、別紙様式一により作成された立会日数及び売買高、会員総会における決議事項の要旨、役員及び従業員の状況、会員名簿その他業務に関する報告

ロ〜ニ (略)

二 (略)

2 証券取引所は、次の各号に掲げる書類を理事会において承認したときは、法第八十八条の規定により、当該書類を遅滞なく大蔵大臣に提出

出しなければならない。

一、二（略）

3 証券取引所は、法第百八十八条の規定により、次の各号に掲げる書類を毎月及び毎年ごとに作成し、当該期間終了後一月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 別紙様式十一により作成された取引所内取引高報告

4 証券取引所は、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該各号に定める書類を大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。

一、二（略）

（設立免許申請等の手続）

第十一条 証券会社又は証券取引所は、法第八十二条第一項、法第八十五条の二第一項、法第百三十四条第二項及び第三項、法第百三十五条の二第六項並びに法第百八十八条の規定により、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出する書類一通ずつを作成し、法第百八十八条の規定により、大蔵大臣に提出する書類一通を作成し、それぞれ大蔵大臣及び内閣総理大臣若しくは大蔵大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に提出しなければならない。

2 証券取引所又は証券取引所を設立しようとする発起人は、前項に掲げる書類を大蔵大臣及び内閣総理大臣若しくは大蔵大臣及び金融監督庁長

しなければならない。

一、二（略）

3 証券取引所は、法第百八十八条の規定により、次の各号に掲げる書類を毎月及び毎年ごとに作成し、当該期間終了後一月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 別紙様式十一により作成された媒介報告

三 別紙様式十二により作成された取引所内取引高報告

4 証券取引所は、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、当該各号に定める書類を遅滞なく大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出しなければならない。

一、二（略）

（設立免許申請等の手続）

第八条 証券会社又は証券取引所は、法第八十二条第一項、法第八十五条の二第一項、法第九十七条第二項若しくは第三項、法第百三十四条第二項若しくは第三項又は法第百八十八条の規定により大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官に提出する書類一通ずつを作成し、法第百八十八条の規定により大蔵大臣に提出する書類一通を作成し、それぞれ大蔵大臣及び内閣総理大臣若しくは大蔵大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に提出しなければならない。

2 証券会社又は証券取引所は、前項に掲げる書類のうち法第八十二条第一項、法第八十五条の二第一項、法第百三十四条第二項若しくは第三項

官又は大蔵大臣に提出したときは、当該書類のうち大蔵大臣に提出したものの写しを、当該証券取引所の事務所又は当該発起人が設立しようとする証券取引所の事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十二条 大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官は、法第八十一条第二項、法第八十五条の二第一項、法第三百三十四条第二項又は法第三百三十五条の二第六項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めることとする。

2 (略)

別紙様式一〇十一

又は法第百八十八条の規定による書類を大蔵大臣及び内閣総理大臣若しくは大蔵大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に提出したときは、当該書類のうち大蔵大臣に提出したものの写しを、当該証券会社が設立しようとする証券取引所の事務所の所在地又は当該証券取引所の事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第九条 大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官は、法第八十一条第二項、法第八十五条の二第一項、法第九十七条第二項若しくは第三項又は法第三百三十四条第二項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めることとする。

2 (略)

別紙様式一〇十二